

川崎市中央卸売市場北部市場青果部仲卸業者の募集について

北部市場では青果仲卸売場棟内の仲卸店舗を使用して、青果部の仲卸業務（青果仲卸売場において青果部卸売業者から買い受けた物品を仕分け、調整し、小売商などの買出人に販売する事業者）を行う事業者を、次のとおり募集いたします。

1 募集業種

青果部仲卸業者 2社（者）

川崎市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第23条第1項に規定する仲卸業務について川崎市長の許可を受ける者。

2 仲卸業者として許可を受けた者が使用する店舗

募集店舗面積及び使用料（青果仲卸棟1階部分が売場、2階部分が倉庫です。）

	募集店舗1
1階売場面積	58㎡
売場使用料	月額109,098円（@1,710円/㎡）
2階倉庫面積	50㎡
倉庫使用料	月額49,500円（@900円/㎡）
保証金	※475,000円 月額使用料の3倍（1000円未満切捨て）

（月額・消費税込み）

	募集店舗2
1階売場面積	68㎡
売場使用料	月額127,908円（@1,710円/㎡）
2階倉庫面積	58㎡
倉庫使用料	月額57,420円（@900円/㎡）
保証金	※555,000円 月額使用料の3倍（1000円未満切捨て）

（月額・消費税込み）

※上記保証金額は店舗（売場・倉庫）のみを使用する場合の金額です。

3 市場使用料

上記2のほか、業務条例及び施行規則に基づき、仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を北部市場卸売業者以外の者から仕入れて販売した場合、その販売金額の1,000分の2.5を、毎月決められた期日に川崎市長あてに納めなければなりません。

4 保証金の預託

川崎市中央卸売市場業務条例第24条及び第25条、同施行規則第23条に基づき、仲卸業者の許可を受けた日から1月以内かつ、業務開始当日までに、施設使用料の3倍の額（ただし1,000円未満の端数は切り捨て）を保証金として預託していただきます。保証金は仲卸業者が本市あて納めるべき使用料、納付金等に欠損が生じた場合、これを充当する場合があります。

5 申請について ※申請には申請資格を満たしていることが必要です。

(1) 募集期間

事業者が決定するまでの間

※毎月末日（土曜日、日曜日、祝日に当たる場合は、その前日）を締切りとして選定を行い、事業者が決定次第募集を終了します。

(2) 受付時間

午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

(3) 提出先

川崎市宮前区水沢 1-1-1 川崎市中央卸売市場北部市場管理棟3階
川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場業務課青果・花き係
電話044-975-2219

※申請者が申請書類一式を直接持参してください。

(4) 申請書類等

応募希望者には、負担義務等を説明の上、申請書類をお渡ししますので、北部市場業務課青果花き係までお問い合わせください。

また、提出書類は公文書として取り扱われるため返却しません。

6 申請資格

川崎市中央卸売市場業務条例第23条第4項の各号等に該当する者は仲卸業者として申請できません。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が（川崎市中央卸売市場業務条例第26条第1項若しくは第2項又は第71条第2項の規定により）市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が仲卸しの業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が法人であって、その役員のうち上記(1)から(3)又は(5)のいずれかに該当する者があるとき。

2 川崎市暴力団排除条例第2条第3号に該当する者は申請できません。

- (1) 申請者に暴力団員又は暴力団員でなくなつて5年を経過していない者が含まれているとき。

- (2) 法人であって、その業務を執行する役員のうち前号に該当する者があるとき。

7 選定方法

書類審査及び面接審査を実施し、総合的な審査の上、事業者を選定します。面接審査の日時は申請者あて、別途お知らせします。

なお、複数の応募があった場合は、上記審査による最も高い得点の申請者を選定します。(審査項目については、別紙参照。)

8 事業者の決定等

事業者の決定は、選定結果により決定し、申請者あて文書にて通知いたします。

また、この決定により、業務条例第23条第1項に規定する仲卸業務の許可を行います。

9 その他

- (1) 原則として場外新規事業者からの応募を優先とします。

場内事業者の店舗拡張を目的とした応募は、既存の店舗を当面の間、継続して使用することが条件になります。

- (2) 申請者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反する事実があるときは、許可を取り消すことがあります。また、申請書及び添付書類に変更が生じた時は、速やかに変更のあった書類を添えて届け出てください。

- (3) 現在、北部市場では全体的な機能更新(建替え)について検討しております。そのため、今後建替えに伴う移転等が必要となる可能性がありますことを、ご了承ください。

【問い合わせ先】

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市中央卸売市場北部市場(管理棟3階)

経済労働局中央卸売市場北部市場業務課青果・花き係

電話044-975-2219 FAX044-975-2242

業務条例、施行規則等による主な遵守事項及び留意事項について

1 名称変更等の届出（川崎市中央卸売市場業務条例第29条）

次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を届け出てください。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2 営業報告書の提出（川崎市中央卸売市場業務条例第30条）

法人である場合にあっては毎事業年度の末日現在、個人である場合にあっては毎年12月31日現在の営業報告書を、その日から起算して90日を経過する日までに提出してください。

3 月例報告書の提出（川崎市中央卸売市場業務条例第51条第4項）

毎月10日までに、前月中の販売した物品の数量及び金額を報告してください。

4 制限及び負担義務ほか

- (1) 電気・水道等の光熱水費、電話料等通信費、店舗等の内装費用は使用者の負担となります。なお、改装する場合は、別途申請が必要となります。
- (2) 店舗は、食品衛生法その他の法令に基づく設備としなければなりません。
- (3) 清掃及びゴミ処理等の管理経費は、それぞれ応分の負担となります。
- (4) 店舗等の機器類の保守管理、修繕及び交換は使用者の負担となります。
- (5) 店舗、倉庫内における居住はできません。
- (6) 使用者が廃業などの理由により施設を返還するときは、店舗及び倉庫を原状に回復して返還となります。
- (7) その他、川崎市中央卸売市場業務条例、同施行規則等に基づき、市長が必要と認める事項について、各種の制限を受けるとともに負担義務などが生じます。

5 留意事項について

店舗を返還するときは、返還前に使用者が行った原状変更を含めて原状回復を行っていただきます。（川崎市中央卸売市場業務条例第63条、第64条）

川崎市中央卸売市場北部市場青果部仲卸業者選定における 審査項目等について

審査方法 書類審査と面接審査により、事業者の選定を行います。

(1) 審査内容

- ・書類審査：提出された財務諸表から財務指標等を用い、点数を算出します。
- ・面接審査：面接最大 30 分程度（5 分プレゼン 15～20 分項目内容質問）

(2) 審査項目

・書類審査

ア 経営力（経験）仲卸等の業務経験

イ 事業計画（事業開始後 3 事業年度における事業計画書の事業資金・売上高等）

ウ 財務状況 売上高経常利益率（収益性）、流動比率（安全性）

エ 資産状況 自己資本比率（安全性）

・面接審査

ア 事業計画

(ア) 北部市場の理解度について

卸売市場の取扱量が減少している状況下で仲卸しの業務を行う理由等。

(イ) 店舗の使用目的について

店舗をどのように活用するのか。

(ウ) 開業までの計画について

開業（拡張）の時期、現状変更の予定とそれに係る資金、当面の運転資金等。

(エ) 仕入計画について（当市場卸売業者への貢献度）

仕入についてどのような考えがあるのか。

(オ) 販売先計画について（安全性・営業力）

どのような取引先を有し、今後の取引先開拓等の考えについて。

(カ) 将来的な事業展開と実現性について

3 年後、5 年後、10 年後の事業展望の考えについて。

イ その他

(ア) 市や関係団体との連携について

市場活性化に向けて、市や関係団体と協力し貢献できること。

(イ) 応募者の基本姿勢について

経営者としての見識、企業の社会的責任（CSR）等。

